

安倍政権下の家計の実質可処分所得の変遷

2012年～2019年の実質可処分所得の推移と今後の展望

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2019年分までの賃金統計等をもとに、5つのモデル世帯を設定し、第2次安倍政権下の家計の実質可処分所得の推移を推計した（以前のレポート¹に加え、2019年分を新たに推計した）。2019年は、10月から消費税率が10%に引き上げられた一方、幼児教育の無償化が施行され、これらが家計に影響を及ぼしている。
- 第2次安倍政権下では2度の消費税率引き上げを実施したが、2019年の実質可処分所得は、5つのモデル世帯のうち3つで2012年を上回り、残る2つでも2012年比99%超の水準まで回復していた。
- 「30～34歳4人世帯」は男女とも名目賃金が上昇したことに加え、幼児教育の無償化の恩恵も受けたことなどから、実質可処分所得の増加が相対的に大きかった（7年間で4.7%増）。他方、「40～44歳4人世帯」は女性の就業率向上が所得を下支えしたものの男性の賃金上昇が鈍く、実質可処分所得は減少した（7年間で0.7%減）。
- 2020年に入ってからは、コロナ禍において小中学生の子を持つ女性の離職が相次いだ。「40～44歳4人世帯」は小中学生の子がいる年代に相当し、2019年までの7年間で実質可処分所得が減少していた世帯に、2020年にさらに下押し要因が加わることが懸念される。今後は、こうした世帯の所得を下支えできる政策が求められるだろう。

[目次]

| | |
|----------------------------------|--------|
| はじめに～推計の見方 | 2 ページ |
| 1. 推計結果の概要 | 3 ページ |
| 2. 賃金・就業率の動向 | 4 ページ |
| 3. ケース①20～24歳単身男性・ケース②20～24歳単身女性 | 7 ページ |
| 4. ケース③30～34歳4人世帯（子ども4歳・1歳） | 8 ページ |
| 5. ケース④40～44歳4人世帯（子ども12歳・9歳） | 9 ページ |
| 6. ケース⑤50～54歳4人世帯（子ども20歳・17歳） | 10 ページ |
| おわりに～コロナ禍における展望と新政権への期待 | 10 ページ |
| （参考）推計結果表 | 11 ページ |

¹ 是枝俊悟「家計の実質可処分所得の推計（2011～2018年）」（2019年4月12日、大和総研レポート）

はじめに～推計の見方

モデル世帯における「実質可処分所得」を見ることの重要性

本レポートでは、2019年分までの賃金・物価等の統計をもとに、第2次安倍政権下の2012年から2019年までのモデル世帯の実質可処分所得の推移を推計する²。

家計の暮らし向きを判断する際に、本レポートでは「実質可処分所得」という指標を用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差引き、児童手当（子ども手当）を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

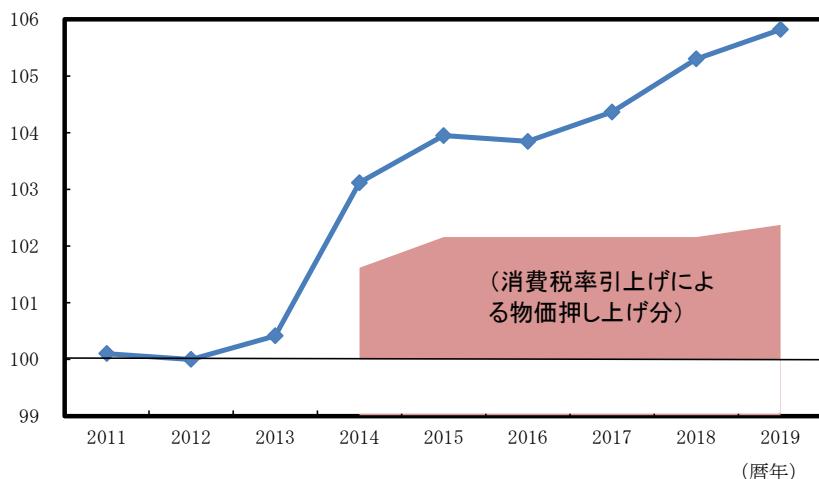
$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当等}^3$$

さらに、可処分所得から物価変動の影響を取り除き（2012年を基準として⁴）、どの程度のモノやサービスが購入できるかを比較できるようにしたものが実質可処分所得である。

$$\text{実質可処分所得} = \text{可処分所得} \times \frac{\text{基準年(2012年)の物価水準}}{\text{分析する年の物価水準}}$$

物価水準は、総務省が公表する「消費者物価指数(CPI) 総合」を用いた。CPI 総合は2012年から2019年にかけて5.82%上昇しており、うち2.38%ptが消費税増税によるもの（大和総研試算）、3.45%ptが消費税増税以外の要因によるものである（図表1）。

図表1 消費者物価指数(CPI)総合の推移(2012年=100)



（出所）総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

モデル世帯の設定

モデル世帯の世帯構成は、ケース数を絞りつつ現役世代のうち幅広い年齢・性別の賃金動向をカバーするため、①20～24歳単身男性、②20～24歳単身女性、③30～34歳4人世帯、④40～44

² 是枝俊悟「[家計の実質可処分所得の推計（2011～2018年）](#)」（2019年4月12日、大和総研レポート。以下、前回レポート）の更新版である。前回レポートからの継続性の観点から2011年の実質可処分所得の水準も引き続き記載する。

³ 具体的には、児童手当（子ども手当）と幼児教育無償化による保育料軽減額を考慮した。

⁴ 前回レポートでは基準年を2011年としていたが、本レポートでは基準年を2012年に変更した。

歳4人世帯、⑤50～54歳4人世帯の5ケースとした。10歳代ごとの前半・後半の賃金変動率の動向が近似しているため、10歳代ごとの前半を代表としてモデル世帯に設定することで分析するケース数を絞っている。③～⑤について、夫婦の年齢は同じ年齢階級（5歳刻みの範囲）に収まるものとし、夫婦の年齢に合わせて子どもの年齢を次の図表2のように設定した。

働き方については、夫（男性）については、調査年および年齢階級による就業率や正規比率の違いがあまり見られないため、全員を「フルタイム⁵」と設定した。妻（女性）については、年齢階級ごとに就業率や正規比率が大きく異なり、かつ経年変化も大きい。このため、②20～24歳単身女性は「フルタイム」とする一方、③～⑤においては「フルタイム」「パートタイム」「専業主婦」の3ケースを想定した上で、それぞれのケースの構成比（図表2の算式で推計）でウエイトをつけて加重平均した。それぞれのケースにおける給与水準は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における男女別・年齢階級別・フルタイム/パートタイム別の各年の平均額⁶を用いた。

図表2 本レポートにおけるモデル世帯の設定

| ケースNo. | ケース名 | (夫婦の)年齢 | 子どもの年齢 | 夫(男性)の働き方 | 妻(女性)の働き方 | 加重平均時のウエイト |
|--------|------------------|---------|-----------------|-----------|----------------------|-------------|
| ① | 20～24歳単身男性 | 20～24歳 | - | フルタイム | - | - |
| ② | 20～24歳単身女性 | | | - | フルタイム | - |
| ③ | 30～34歳4人世帯 | | | | ケース3A～3Cを下記ウエイトで加重平均 | |
| 3A | 30～34歳フル共働き4人世帯 | 30～34歳 | 4歳と1歳 | フルタイム | フルタイム | 女性就業率×正規比率 |
| 3B | 30～34歳パート共働き4人世帯 | | | | パートタイム | 女性就業率×非正規比率 |
| 3C | 30～34歳片働き4人世帯 | | | | 専業主婦 | 女性無業率 |
| ④ | 40～44歳4人世帯 | 40～44歳 | 小6(12歳)と小3(9歳) | フルタイム | ケース4A～4Cを下記ウエイトで加重平均 | |
| 4A | 40～44歳フル共働き4人世帯 | | | | フルタイム | 女性就業率×正規比率 |
| 4B | 40～44歳パート共働き4人世帯 | | | | パートタイム | 女性就業率×非正規比率 |
| 4C | 40～44歳片働き4人世帯 | | | | 専業主婦 | 女性無業率 |
| ⑤ | 50～54歳4人世帯 | 50～54歳 | 大2(20歳)と高2(17歳) | フルタイム | ケース5A～5Cを下記ウエイトで加重平均 | |
| 5A | 50～54歳フル共働き4人世帯 | | | | フルタイム | 女性就業率×正規比率 |
| 5B | 50～54歳パート共働き4人世帯 | | | | パートタイム | 女性就業率×非正規比率 |
| 5C | 50～54歳片働き4人世帯 | | | | 専業主婦 | 女性無業率 |

（注1）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による「一般労働者」を「フルタイム」とみなし、同調査の「短時間労働者かつ非正社員」を「パートタイム」とみなす。

（注2）「女性就業率」は総務省統計局「労働力調査」による。

（注3）「正規比率」および「非正規比率」は総務省統計局「労働力調査」における雇用者のうち「正規の職員・従業員の比率」および「非正規の職員・従業員の比率」をいう。

（出所）大和総研作成

1. 推計結果の概要

全体のトレンド

モデル世帯別の2012年を基準とした実質可処分所得の推移は次の図表3のように推計された（各モデル各年の金額詳細については11ページの参考図表を参照）。

①～⑤までの5つのケースを概観すると、2012年から2014年にかけては世帯年収の増加が消費税率引き上げなどによる負担の増加に追いつかず実質可処分所得が減少傾向にあった。しか

⁵ 前回レポートでは「正社員」としていたが呼び名を変更した。

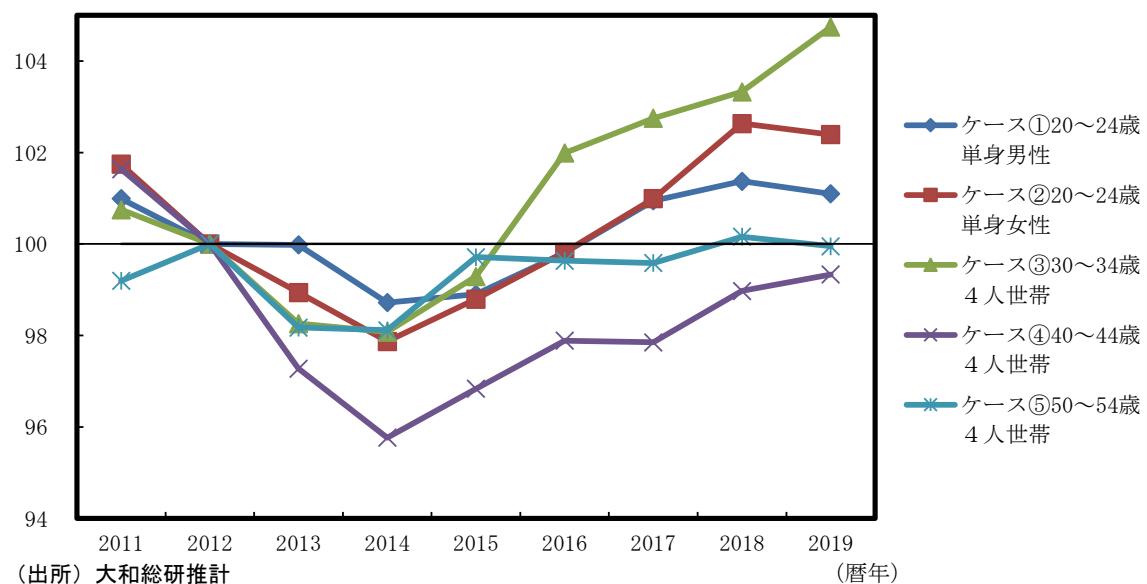
⁶ フルタイム（一般労働者）は「きまって支給する現金給与額（月額）×12年間賞与その他特別給与額」、パートタイム（短時間労働者かつ非正社員）は「実労働日数（月あたり）×12×1日当たり所定内実労働時間数×1時間当たり所定内給与額」によって求めた。

し、2014年から2018年にかけては負担増を上回るペースで世帯年収が増加することにより実質可処分所得が増加するトレンドにあった。

2018年から2019年にかけては、消費税率の8%から10%への引き上げがあり、ケース①・②・⑤で実質可処分所得が減少した。他方、児童扶養手当の対象となったケース③では実質可処分所得が大きく増加した。

ケース①・②・③においては、2019年時点の実質可処分所得が2012年の水準を1.1%～4.7%上回り、2012年比で減少しているケース④(0.7%減)・ケース⑤(0.05%減)においてもその減少率は小幅に留まる。第2次安倍政権下では、2度の消費税率引き上げを実施しながら家計の実質可処分所得を概ね維持または向上させることができたものと言える。

図表3 モデル世帯別の実質可処分所得の推移(2012年=100とした指数)



2. 賃金・就業率の動向

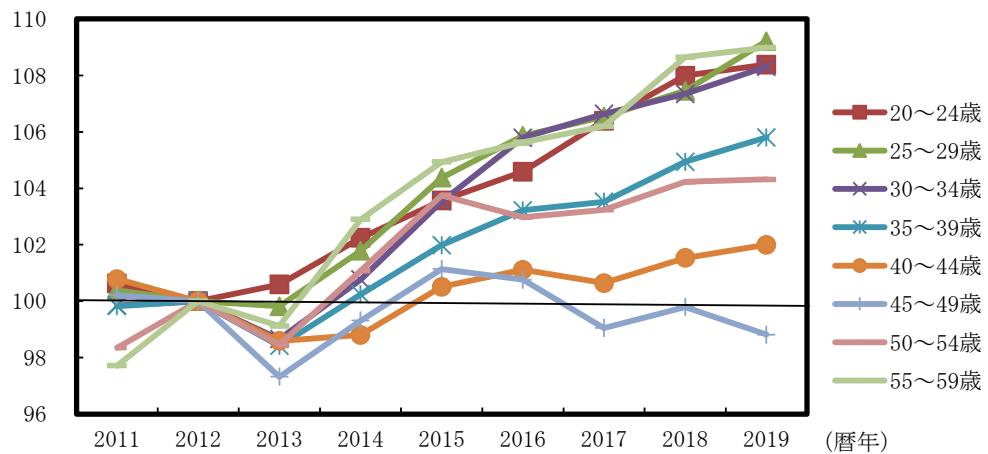
実質可処分所得の説明要因となる賃金と就業率について、試算の対象に含まれていない年齢階級も含め、動向を解説する。

男性は若手とシニアが賃金上昇、40代は伸び悩み

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による2012年から2019年までの男性・一般労働者の平均年収の動向は、次の図表4に示される。

図表4を見ると40代とそれ以外の年代で平均年収の変化ははっきりと分かれていることが分かる。2012年から2019年にかけて、20代・30代・50代では4.3%～9.2%増加している一方、40～44歳では2.0%の微増にとどまり、45～49歳では1.2%減少している。

図表4 男性・一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移(2012年=100)



(注) 年収＝「きまつて支給する現金給与額(月額) × 12年間賞与その他特別給与額」

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

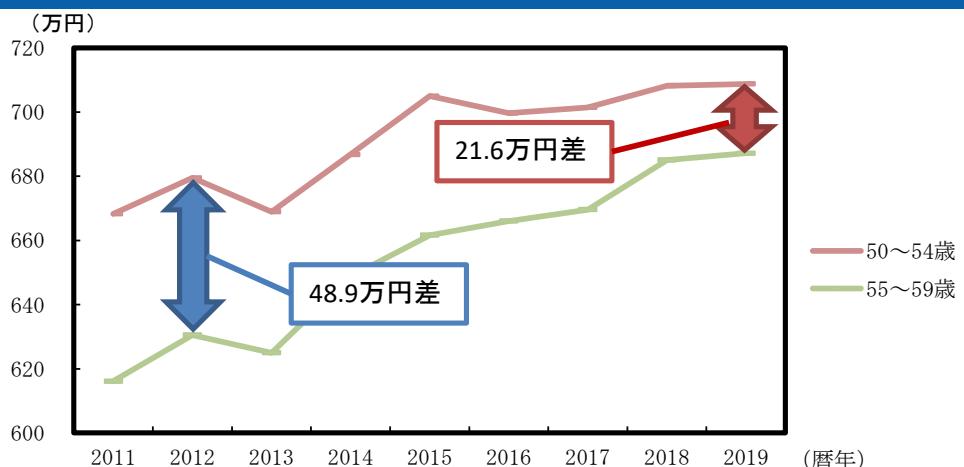
55歳を超えても年収が下がらなくなった

シニア層における平均年収の増加は、好業績を上げた企業において管理職により多く賞与等が配分されていることが一因と考えられる。

50～54歳と55～59歳について平均年収の推移を実額で示したものが図表5である。

これまで、55歳を超えると役職定年等によって平均年収が下がることが一般的であり、2012年時点では50～54歳と55～59歳の平均年収には48.9万円の差があった。しかし、55～59歳の平均年収は50～54歳よりも高い比率で伸び、2019年時点では平均年収の差は21.6万円まで縮小している。マクロ統計で見る限り、55歳を超えても賃金が下がらなくなってきた。

図表5 男性・一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移(実額)



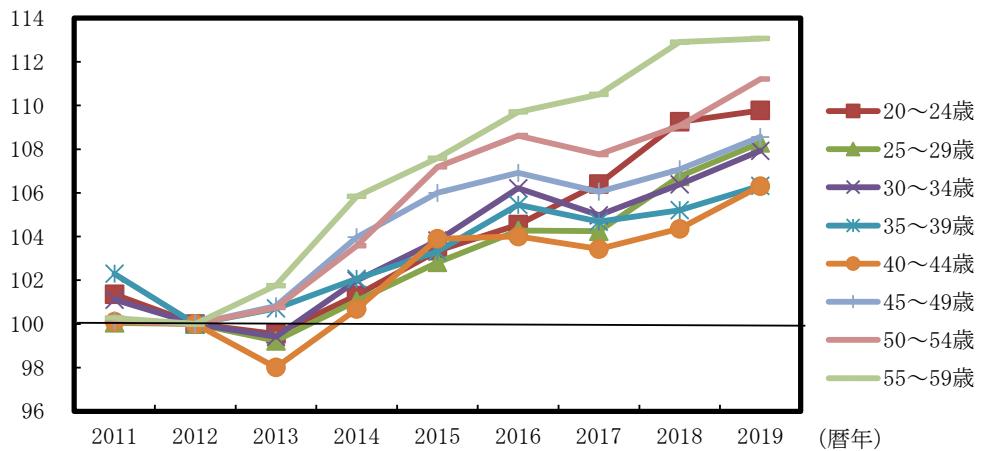
(注) 年収＝「きまつて支給する現金給与額(月額) × 12年間賞与その他特別給与額」

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

女性・一般労働者はどの年齢も賃金上昇

女性・一般労働者の平均年収は、男性と異なり、2012年から2019年にかけてどの年齢階級でも増加している。

図表6 女性・一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移(2012年=100)



(注) 年収=「きまって支給する現金給与額(月額) × 12年間賞与その他特別給与額」

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

働き方改革で労働時間が減少しても賃金の上昇トレンドは変わらず

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、2019年は、男女とも、20歳から59歳まで、どの年齢階級でも労働時間が減少した。対前年比の減少率は1.8%～3.2%の範囲に収まり、性別や年齢による差はほぼ見られなかった。前掲図表4・図表6を見ると、2018年から2019年にかけては、男女ともほぼすべての年齢階級で(45～49歳男性以外では)平均年収が増加しており、概ね、労働時間を減らす「働き方改革」を進めながらも賃金を増加させることができたものと言える。

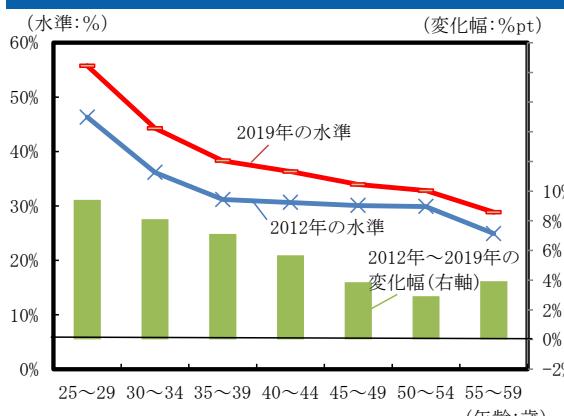
特に、20代・30代においては、労働時間に応じて超過勤務手当が支払われる非管理職が多いものと考えられるが、2018年から2019年にかけては、「働き方改革」に伴う超過勤務手当の減少分を基本給や諸手当、賞与等の増加で補うことができたものと言える。

女性就業率上昇は39歳以下では正規が中心、50歳以上では非正規が中心

総務省統計局「労働力調査」による女性の就業率は、2012年から2019年にかけてほとんどの年齢階級で上昇傾向にある。ただし、正規・非正規の内訳は年齢階級によって傾向が異なる⁷。次の図表7・図表8は女性の正規雇用・非正規雇用別の各年齢階級の就業率の2012年から2019年にかけての変化を見たものである。

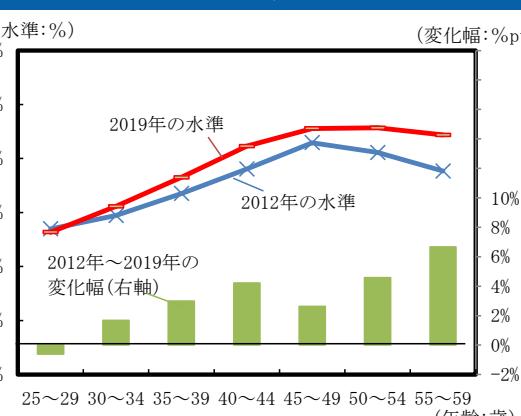
⁷ 20歳～24歳については、学生のアルバイト等が多く含まれるため、ここでは25歳以上について分析した。

図表7 女性の年齢階級別正規就業率の変化



(注) 正規就業率=就業率×雇用者のうち「正規の職員・従業員」の比率
(出所) 総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

図表8 女性の年齢階級別非正規就業率の変化



(注) 非正規就業率=就業率×雇用者のうち「非正規の職員・従業員」の比率
(出所) 総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

30歳以上では正規就業率と非正規就業率のいずれも上昇傾向にあるが、より若い年代ほど正規就業率の伸びが大きく、非正規就業率の伸びが小さい傾向にある。

より若い年代ほど正規就業率の伸びが大きいことは、新卒採用で正規雇用の職に就ける女性の割合が上昇していることと、一度正規雇用での職に就いた者につき、結婚・出産を経ても正規雇用のまま継続して就業できるようになってきたことが要因として考えられる。

2014年4月から育児休業給付金の支給率（休業前賃金に対する比率）が、当初180日について50%から67%に引き上げられたことや、2012年度から2019年度にかけて保育所等の定員が約65万人拡大されたことなど⁸が、女性の就業継続に結びついているのだろう。

他方、50歳以上での正規就業率の伸び悩みは、正規雇用の継続は環境が整いつつあるが、正規雇用での再就職はまだ難しい可能性が考えられる⁹。

3. ケース①20～24歳単身男性・ケース②20～24歳単身女性

ケース①20～24歳単身男性・ケース②20～24歳単身女性の実質可処分所得の試算結果は、図表9・図表10に示される。

実質可処分所得を減少させる要因は、主に、社会保険料の増加、消費税率の引き上げ、（消費税以外の要因での）物価上昇の3点である。ケース①・ケース②ともに、2012年から2014年にかけてはこれら3点の負担増加により実質可処分所得が減少傾向にあったが、2015年以後は名目賃金の増加ペースがこれら3点の負担増加ペースを上回り、実質可処分所得が増加傾向になった。2018年から2019年にかけては、消費税率が引き上げられたこともあり、実質可処分所得が若干減少したが、なお、ケース①（男性）、ケース②（女性）ともに2019年の実質可処分所得

⁸ 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」による。

⁹ 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」（2015年）によると、2010～2014年に第1子を出産した有職女性（2019時点の30～40代が中心と考えられる）は出産後53.1%が就業継続しているが、1995～1999年に第1子を出産した有職女性（2019年時点の50歳以上が中心と考えられる）は61.9%が出産退職している。

は2012年時点の水準を上回っている。

2012年から2019年までの7年間を通じてみると、新卒後すぐの若者の暮らし向きは消費税率引き上げがありながらもわずかながら改善することができたと言えるだろう。

図表9 ケース①20歳～24歳単身男性の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

| 暦年 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実質可処分所得 | 252.78 | 250.30 | 250.25 | 247.09 | 247.55 | 249.83 | 252.66 | 253.73 | 253.05 |
| 指数(2012年=100) | 101.0 | 100.0 | 100.0 | 98.7 | 98.9 | 99.8 | 100.9 | 101.4 | 101.1 |
| 2012年比の差額 | | | -0.05 | -3.21 | -2.75 | -0.47 | 2.36 | 3.43 | 2.75 |
| 差額内訳 | | | | | | | | | |
| 名目賃金 | | | 1.85 | 6.99 | 11.10 | 14.30 | 19.92 | 24.89 | 26.12 |
| 社会保険料 | | | -0.88 | -2.16 | -3.31 | -4.07 | -5.01 | -5.81 | -5.98 |
| 消費税 | | | 0.00 | -4.13 | -5.57 | -5.61 | -5.71 | -5.79 | -6.38 |
| 物価変動(消費税除く) | | | -1.04 | -3.82 | -4.61 | -4.38 | -5.83 | -8.42 | -9.26 |
| その他 | | | 0.03 | -0.08 | -0.36 | -0.71 | -1.01 | -1.44 | -1.75 |

(出所)大和総研推計

図表10 ケース②20歳～24歳単身女性の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

| 暦年 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実質可処分所得 | 228.90 | 224.97 | 222.59 | 220.18 | 222.27 | 224.56 | 227.20 | 230.89 | 230.35 |
| 指数(2012年=100) | 101.7 | 100.0 | 98.9 | 97.9 | 98.8 | 99.8 | 101.0 | 102.6 | 102.4 |
| 2012年比の差額 | | | -2.39 | -4.79 | -2.71 | -0.41 | 2.23 | 5.92 | 5.38 |
| 差額内訳 | | | | | | | | | |
| 名目賃金 | | | -1.27 | 3.65 | 9.35 | 12.70 | 17.89 | 25.85 | 27.30 |
| 社会保険料 | | | -0.37 | -1.56 | -2.87 | -3.63 | -4.49 | -5.71 | -5.92 |
| 消費税 | | | 0.00 | -3.68 | -5.00 | -5.04 | -5.13 | -5.27 | -5.81 |
| 物価変動(消費税除く) | | | -0.93 | -3.41 | -4.14 | -3.94 | -5.24 | -7.66 | -8.43 |
| その他 | | | 0.18 | 0.21 | -0.05 | -0.50 | -0.80 | -1.29 | -1.76 |

(出所)大和総研推計

4. ケース③30～34歳4人世帯(子ども4歳・1歳)

ケース③30～34歳4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、図表11に示される。

図表11 ケース③30歳～34歳4人世帯の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

| 暦年 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実質可処分所得 | 542.05 | 538.01 | 528.66 | 527.65 | 534.20 | 548.72 | 552.80 | 555.91 | 563.53 |
| 指数(2012年=100) | 100.8 | 100.0 | 98.3 | 98.1 | 99.3 | 102.0 | 102.7 | 103.3 | 104.7 |
| 2012年比の差額 | | | -9.35 | -10.36 | -3.81 | 10.71 | 14.79 | 17.90 | 25.52 |
| 差額内訳 | | | | | | | | | |
| 名目賃金の増加(夫分) | | | -6.18 | 3.53 | 16.26 | 26.67 | 30.55 | 33.80 | 38.23 |
| 名目賃金の増加(妻分) | | | 2.60 | 7.61 | 12.55 | 23.16 | 30.36 | 37.55 | 44.08 |
| 幼児教育無償化 | | | | | | | | | 4.39 |
| 社会保険料 | | | -0.21 | -3.11 | -6.37 | -8.98 | -9.62 | -10.59 | -11.66 |
| 消費税 | | | 0.00 | -8.82 | -12.01 | -12.33 | -12.49 | -12.68 | -14.21 |
| 物価上昇(消費税除く) | | | -2.21 | -8.16 | -9.96 | -9.62 | -12.75 | -18.44 | -20.62 |
| その他 | | | -3.35 | -1.40 | -4.28 | -8.19 | -11.26 | -11.74 | -14.68 |

(出所)大和総研推計

ケース③においても、2012年から2014年にかけては実質可処分所得が低下していたが、2015年以後は上昇トレンドに転じ、2016年には2012年時点の水準を回復した。その後も夫婦(男女)それぞれの名目賃金の伸びにより実質可処分所得は増加トレンドを描く。

2019年10月から施行された幼児教育無償化は2019年の実質可処分所得を4.39万円押し上

げた¹⁰。一方で、同じく2019年10月に実施された消費税率の10%への引き上げによる2019年の実質可処分所得の目減り（2018年比）は1.53万円に留まる。このため、幼児教育無償化の対象となった世帯においては、消費税率引き上げによる負担増よりも幼児教育無償化による負担軽減の方が大きかった。2020年は1月から12月までの通年で幼児教育無償化が適用されるため、2019年から2020年にかけて、引き続き実質可処分所得の押し上げ要因となることが見込まれる。

30代は賃上げの恩恵による名目賃金の上昇、女性の正規雇用での就業継続によって世帯所得が大きく伸び、幼児教育無償化による負担軽減の恩恵を受けやすい年代でもあった。30代の子育て世帯は安倍政権下で相対的に暮らし向きの改善が大きかった層と言える。

5. ケース④40～44歳4人世帯（子ども12歳・9歳）

ケース④40～44歳4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、次の図表12に示される。

ケース④においては、2019年時点の実質可処分所得が2012年時の水準に達していない。ボトムの2014年時点からは緩やかに回復してきたものの、消費税増税等による負担増を埋め合わせるには至らなかった。

その要因としては、40代の男性（夫）の賃金が伸び悩んでいることが挙げられる。ケース③とケース⑤では2012年から2019年にかけての名目賃金の増加が30～40万円程度あるのに対し、ケース④では11.88万円に留まっている。

図表12 ケース④40歳～44歳4人世帯の実質可処分所得の推計結果（単位：万円）

| 暦年 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | |
|---------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実質可処分所得 | 637.54 | 627.29 | 610.20 | 600.75 | 607.46 | 614.04 | 613.81 | 620.86 | 623.12 | |
| 指数（2012年=100） | 101.6 | 100.0 | 97.3 | 95.8 | 96.8 | 97.9 | 97.9 | 99.0 | 99.3 | |
| 2012年比の差額 | | | -17.09 | -26.55 | -19.83 | -13.25 | -13.48 | -6.43 | -4.17 | |
| 差額内訳 | 名目賃金の増加（夫分） | | | -8.38 | -7.12 | 3.04 | 6.61 | 3.82 | 9.10 | 11.88 |
| | 名目賃金の増加（妻分） | | | -5.28 | 0.89 | 8.77 | 15.86 | 24.24 | 31.16 | 37.44 |
| | 社会保険料 | | | 0.15 | -2.25 | -5.34 | -6.54 | -6.56 | -7.55 | -8.91 |
| | 消費税 | | | 0.00 | -10.05 | -13.66 | -13.79 | -13.86 | -14.16 | -15.71 |
| | 物価上昇（消費税除く） | | | -2.55 | -9.29 | -11.32 | -10.77 | -14.16 | -20.60 | -22.80 |
| | その他 | | | -1.04 | 1.27 | -1.32 | -4.62 | -6.95 | -4.38 | -6.06 |

（出所）大和総研推計

他方、40代の女性（妻）の平均年収は就業率の上昇および正社員比率の上昇も相まって伸びており、妻分の平均年収の増加がケース④の実質可処分所得を下支えしている。2018年から2019年にかけては、ケース④における妻分の名目賃金が6.28万円増加し、夫分の名目賃金の増加分（+2.78万円）と合わせ、消費税率引き上げによる負担増分を補ってなお実質可処分所得が増加していた。

¹⁰ 無償化される認可保育所または幼稚園の保育料（4歳の子1人分）につき、可処分所得に加算した。ケース3A（正社員共働き世帯）は認可保育所、ケース3B・3C（パート共働き世帯、専業主婦世帯）は、幼稚園を利用しているものとした。保育料は、厚生労働省「平成27年 地域児童福祉事業等調査の概況」および総務省「小売物価統計調査年報 平成30年」による全国平均値を用いた。

6. ケース⑤50～54歳4人世帯（子ども20歳・17歳）

ケース⑤50～54歳4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、図表13に示される。

| 図表13 ケース⑤50歳～54歳4人世帯の実質可処分所得の推計結果(単位:万円) | | | | | | | | | |
|--|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 暦年 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
| 実質可処分所得 | 675.10 | 680.57 | 668.14 | 667.75 | 678.63 | 678.08 | 677.75 | 681.66 | 680.25 |
| 指数(2012年=100) | 99.2 | 100.0 | 98.2 | 98.1 | 99.7 | 99.6 | 99.6 | 100.2 | 100.0 |
| 2012年比の差額 | | | -12.43 | -12.83 | -1.94 | -2.49 | -2.82 | 1.09 | -0.33 |
| 差額 | 名目賃金の増加(夫分) | 0.00 | -10.51 | 7.34 | 25.50 | 20.21 | 21.98 | 28.74 | 29.32 |
| | 名目賃金の増加(妻分) | 0.00 | 0.37 | 7.94 | 13.52 | 20.71 | 23.83 | 29.26 | 33.52 |
| | 社会保険料 | 0.00 | -0.16 | -5.28 | -9.75 | -9.93 | -10.61 | -11.85 | -12.91 |
| 内訳 | 消費税 | 0.00 | 0.00 | -11.17 | -15.26 | -15.23 | -15.31 | -15.55 | -17.15 |
| | 物価上昇(消費税除く) | 0.00 | -2.79 | -10.33 | -12.65 | -11.89 | -15.63 | -22.61 | -24.89 |
| | その他 | 0.00 | 0.66 | -1.33 | -3.31 | -6.35 | -7.08 | -6.90 | -8.21 |

(出所)大和総研推計

ケース⑤における2019年の実質可処分所得は2012年からほぼ横ばいで推移している。2019年時点の実質可処分所得は680.25万円と2012年時点の680.57万円を0.32万円下回るが、率にして0.05%の減少にすぎず、2012年時点とほぼ同じと言つてよいだろう。

ケース⑤では、2012年から2019年にかけて夫婦（男女）それぞれで約30万円ずつの名目賃金の上昇があったため、これらで消費税増税などの負担増をほぼ埋め合わせることができた。

おわりに～コロナ禍における展望と新政権への期待

第2次安倍政権下では2度の消費税率引き上げを実施したが、本レポートの推計では2019年の実質可処分所得は、5つのモデル世帯のうち3つで2012年を上回っていた。一方、「40～44歳4人世帯」では男性の賃金上昇が鈍く、実質可処分所得は減少していた（7年間で0.7%減）。

2020年に入ってからは、コロナ禍の中4～6月期に離職者が急増したが、その中で多くの割合を占めたのが小中学生の子を持つ女性（妻）であった。これは、多くの小中学校が臨時休校したことにより、子の世話をする必要が生じたためと考えられる¹¹。今後、小中学校を含め社会経済活動が再開していく中、一度離職した人も徐々に再就職を希望するものと考えられる。しかし、女性がサービス業に従事する割合が相対的に高いことに鑑みると、労働市場の需給のミスマッチにより、コロナ禍で一度離職した女性の再就職が困難となる可能性が考えられる。

小中学生の子を持つ親は40代が中心だが、これは2019年までの7年間で相対的に実質可処分所得が伸び悩んだ年代と重なる。コロナ禍で離職した女性の再就職が遅れると40代の実質可処分所得が大きく落ち込み、他の年代との差がさらに開く可能性が懸念される。

当面は、1人あたり10万円（4人世帯なら40万円）の特別定額給付金が家計の実質可処分所得を下支えすることにはなるが、厳しい財政状況の下、いつまでも一律の家計支援を続けていくことはできない。新政権には、労働市場のミスマッチの解消や休業・失業中の家計への給付を通じて、実質可処分所得の落ち込みが厳しい世帯の家計を下支えすることが求められるだろう。

¹¹ 田村統久・瀬戸佑基「[コロナ下で労働市場から退出したのは誰か](#)」（2020年9月9日、大和総研レポート）

(参考) 推計結果表

参考図表1 モデル世帯別・実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

| ケース | 年齢 | 世帯構成 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|-----|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ① | 20~24歳 | 単身男性 | 252.78 | 250.30 | 250.25 | 247.09 | 247.55 | 249.83 | 252.66 | 253.73 | 253.05 |
| ② | | 単身女性 | 228.90 | 224.97 | 222.59 | 220.18 | 222.27 | 224.56 | 227.20 | 230.89 | 230.35 |
| ③ | 30~34歳 | 4人世帯 | 542.05 | 538.01 | 528.66 | 527.65 | 534.20 | 548.72 | 552.80 | 555.91 | 563.53 |
| 3A | | フル共働き4人世帯 | 693.27 | 683.61 | 669.90 | 667.71 | 673.78 | 686.40 | 680.70 | 680.33 | 688.27 |
| 3B | | パート共働き4人世帯 | 520.60 | 517.44 | 501.79 | 500.71 | 503.60 | 512.40 | 511.20 | 511.00 | 513.29 |
| 3C | | 片働き4人世帯 | 408.04 | 402.63 | 392.20 | 390.78 | 395.25 | 401.98 | 402.07 | 400.35 | 402.71 |
| ④ | 40~44歳 | 4人世帯 | 637.54 | 627.29 | 610.20 | 600.75 | 607.46 | 614.04 | 613.81 | 620.86 | 623.12 |
| 4A | | フル共働き4人世帯 | 812.46 | 796.37 | 775.48 | 764.40 | 773.05 | 774.10 | 765.26 | 764.92 | 767.82 |
| 4B | | パート共働き4人世帯 | 615.92 | 602.73 | 585.67 | 572.83 | 575.00 | 579.64 | 575.07 | 581.76 | 578.77 |
| 4C | | 片働き4人世帯 | 506.23 | 491.65 | 479.28 | 468.44 | 470.29 | 471.95 | 466.79 | 466.37 | 465.22 |
| ⑤ | 50~54歳 | 4人世帯 | 675.10 | 680.57 | 668.14 | 667.75 | 678.63 | 678.08 | 677.75 | 681.66 | 680.25 |
| 5A | | フル共働き4人世帯 | 839.98 | 844.59 | 832.28 | 829.59 | 844.86 | 842.61 | 836.23 | 837.08 | 837.99 |
| 5B | | パート共働き4人世帯 | 650.59 | 656.53 | 642.56 | 639.46 | 647.71 | 642.66 | 641.26 | 646.13 | 638.71 |
| 5C | | 片働き4人世帯 | 539.44 | 545.60 | 533.00 | 530.70 | 538.49 | 532.95 | 531.41 | 531.10 | 527.76 |

(出所)大和総研推計

参考図表2 モデル世帯別の実質可処分所得の推移(2012年=100とした指数)

| ケース | 年齢 | 世帯構成 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|-----|--------|------------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① | 20~24歳 | 単身男性 | 101.0 | 100.0 | 100.0 | 98.7 | 98.9 | 99.8 | 100.9 | 101.4 | 101.1 |
| ② | | 単身女性 | 101.7 | 100.0 | 98.9 | 97.9 | 98.8 | 99.8 | 101.0 | 102.6 | 102.4 |
| ③ | 30~34歳 | 4人世帯 | 100.8 | 100.0 | 98.3 | 98.1 | 99.3 | 102.0 | 102.7 | 103.3 | 104.7 |
| 3A | | フル共働き4人世帯 | 101.4 | 100.0 | 98.0 | 97.7 | 98.6 | 100.4 | 99.6 | 99.5 | 100.7 |
| 3B | | パート共働き4人世帯 | 100.6 | 100.0 | 97.0 | 96.8 | 97.3 | 99.0 | 98.8 | 98.8 | 99.2 |
| 3C | | 片働き4人世帯 | 101.3 | 100.0 | 97.4 | 97.1 | 98.2 | 99.8 | 99.9 | 99.4 | 100.0 |
| ④ | 40~44歳 | 4人世帯 | 101.6 | 100.0 | 97.3 | 95.8 | 96.8 | 97.9 | 97.9 | 99.0 | 99.3 |
| 4A | | フル共働き4人世帯 | 102.0 | 100.0 | 97.4 | 96.0 | 97.1 | 97.2 | 96.1 | 96.1 | 96.4 |
| 4B | | パート共働き4人世帯 | 102.2 | 100.0 | 97.2 | 95.0 | 95.4 | 96.2 | 95.4 | 96.5 | 96.0 |
| 4C | | 片働き4人世帯 | 103.0 | 100.0 | 97.5 | 95.3 | 95.7 | 96.0 | 94.9 | 94.9 | 94.6 |
| ⑤ | 50~54歳 | 4人世帯 | 99.2 | 100.0 | 98.2 | 98.1 | 99.7 | 99.6 | 99.6 | 100.2 | 100.0 |
| 5A | | フル共働き4人世帯 | 99.5 | 100.0 | 98.5 | 98.2 | 100.0 | 99.8 | 99.0 | 99.1 | 99.2 |
| 5B | | パート共働き4人世帯 | 99.1 | 100.0 | 97.9 | 97.4 | 98.7 | 97.9 | 97.7 | 98.4 | 97.3 |
| 5C | | 片働き4人世帯 | 98.9 | 100.0 | 97.7 | 97.3 | 98.7 | 97.7 | 97.4 | 97.3 | 96.7 |

(出所)大和総研推計

【以上】